

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

(1) 市内における推進・連携体制

① 中心市街地活性化を統括する組織

本市では、中心市街地の活性化をハード・ソフト両面から、より一層強力かつ一体的に推進するため、産業振興部商業雇用課に、中心市街地活性化係を設置している。

所 属	員数・役割
課 長	1名 中心市街地活性化施策推進の統括
係 員	3名 中心市街地活性化施策の推進に関すること
合 計	4名

② 高岡市中心市街地活性化基本計画市内推進会議及び市内推進会議幹事会

中心市街地活性化基本計画の策定及び計画に掲げた施策・事業を円滑に推進するため、高岡市中心市街地活性化基本計画市内推進会議及び市内推進会議幹事会を設置している。

名 称	メ ン バ ー
市内推進会議	副市長、教育長、上下水道事業管理者、未来政策部長、総務部長、産業振興部長、生活環境文化部長、福祉保健部長、都市創造部長
市内推進会議幹事会	企画課長、未来課長、総合交通課長、産業振興部次長、産業企画課長、商業雇用課長、観光交流課長、市民生活課長、環境政策課長、文化国際課長、子ども・子育て課長、長寿福祉課長、都市計画課長、建築政策課長、文化財保護活用課長

(2) 高岡市議会における討議の内容

高岡市議会において、中心市街地活性化等に関連した質問に対して、以下のとおり答弁している。

会議・年月日	討議内容
令和3年6月定例会 (令和3年6月11日)	<p>自由民主党高岡市議会議員会 一般質問 (質問要旨)</p> <p>第3期中心市街地活性化基本計画の総括を踏まえ、第4期計画の策定に向けた課題は。</p> <p>(産業振興部長答弁)</p> <p>第3期中心市街地活性化基本計画に基づきまして、本市ではこれまで、集合住宅やホテル開発への支援や、山町筋の複合商業施設「山町ヴァレー」、金屋町の移住体験施設「さまのこハウス」の整備支援のほか、博労地区のまちなか防災モデル事業やまちなか居住の推進など、中心市街地のにぎわい創出に資する取組みを進めてまいりました。</p> <p>一方、計画の目標指標に関しましては、新規開業店舗数は既に目</p>

		<p>標を達成したものの、歩行者・自転車通行量につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が大きく影響したことで数値を大きく落としておりまして、今年度も先行きが不透明なこともございまして、その達成は厳しい状況にございます。また、居住人口の社会増減につきましても、集合住宅の建設により人口増加が図られたものの、これを上回る流出により社会減の状態にございます。</p> <p>今後、このようなそれぞれの目標達成に向けて見えた課題とともにその課題に対処し、第4期計画の策定に生かしていくためには、こうした指標の推移や比較だけでなく、まちなかのにぎわい等に資する施策、事業がそのターゲットとする世代などにどう影響したかなど、効用や質的な成果も考慮していくことも重要な課題であると考えております。</p> <p>第4期の計画に当たりましては、これまでの取組みを生かしながら、人口減少や社会情勢も踏まえたコンパクトなまちづくりを進めることや、新しい生活様式にも配慮しつつ、御旅屋セリオを核とする多様な交流によるにぎわいづくりを進めていくこと、さらには、中長期的な視野を持って市民の皆様にご期待いただけるビジョンを描くことなど、今後これらを基本に据えながら策定作業を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>令和3年12月定例会 (令和3年12月8日)</p>		<p>自由民主党未来創政会 代表質問 (質問要旨)</p> <p>末広町や御旅屋通りなどアーケード街を中心とした中心市街地の活性化に向けて今後の取組みは。</p> <p>(産業振興部長答弁要旨)</p> <p>車社会の進展による都市の郊外化や近年の人口減少、電子商取引の急速な拡大などにより、地域経済の構造が大きく変化し、中心商店街における商業機能の役割は相対的に低下していると認識。</p> <p>一方で、高岡駅周辺整備事業等の公共投資が、民間のホテルやマンションの建設を誘発するなど、「官から民へ」の好循環も生まれている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、今後の中心市街地においては、住む、働く、を積極的に誘致しながら、これまでの「モノやサービスを得る場所」から「生活に必要な機能を満たす場所」への転換を目指すとともに、来街される市民の方々には、まちなかに来れば「何か楽しいことがありそう」「ビジネスチャンスがありそう」という期待感を高めていく必要があると考えている。その中でも、商店街のアーケード空間と周辺店舗の再評価、空き店舗の利活用が重要な鍵となってくるものと想定している。</p> <p>現在、策定を進めている第4期中心市街地活性化基本計画にお</p>

いては、そうした観点のもと、民間委員の皆様の意見もしっかりと受け止めながら取り組んでいるところ。

併せて、先に述べた各種課題の解決に向け、その具体策を実行に移すべく、予算編成を含め準備を進めているところであり、議員各位のご意見、ご協力も賜りながら、中心市街地の活性化に向けた歩みを加速させたい。

〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 高岡市中心市街地活性化協議会の概要

本市のまちづくり機関（旧TMO）を担う第三セクターである末広開発(株)（市の出資比率は11.2%）及び高岡商工会議所が共同設立者となり、平成18年12月21日、高岡市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設立した。

協議会の構成員は、経済団体、まちづくり会社、商業者、交通事業者、地域団体、学識経験者、行政からなる団体の代表者等の12名である。

(2) 高岡市中心市街地活性化協議会の組織等

① 事務局

本協議会の事務局は、末広開発(株)まちづくり事業部に置く。

② 構成員（R4.5.16現在）

区分 (根拠条項)	所属及び役職等	備考
商工会議所 (第15条第1項第2号イ)	高岡商工会議所会頭	会長
	高岡商工会議所専務理事	
まちづくり会社 (第15条第1項第1号ロ)	末広開発(株)代表取締役社長	副会長
学識経験者 (第15条第4項関係)	東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授	
商業者 (第15条第4項関係)	高岡市商店街連盟会長	
	高岡商工会議所流通部会長	
交通事業者 (第15条第4項関係)	あいの風とやま鉄道(株)高岡駅長	
	加越能バス(株)取締役社長	
	富山県タクシー協会高岡ブロック会長	

	万葉線(株)代表取締役社長	
地域経済 (第15条第4項関係)	(株)北陸銀行執行役員高岡地区事業部本部長	
コミュニティ (第15条第4項関係)	高岡駅前東地区まちづくり協議会会長	
行政機関 (第15条第4項関係)	高岡市副市長	副会長
オブザーバー (第15条第7項関係)	富山県商工労働部地域産業支援課長	

③ 協議会の活動経過

年月日	内容
平成29年5月24日	前々期基本計画の最終フォローアップについて
平成30年1月11日	前期基本計画の一部変更について
平成30年5月9日	前期基本計画の定期フォローアップについて
平成30年8月9日	前期基本計画の進捗状況について
平成31年1月10日	前期基本計画の一部変更について
令和元年5月10日	前期基本計画の定期フォローアップについて
令和2年2月12日	前期基本計画の一部変更について
令和2年5月8日	前期基本計画の定期フォローアップについて
令和2年9月2日	前期基本計画の進捗状況について
令和3年5月7日	前期基本計画の定期フォローアップについて
令和3年6月2日	基本計画の策定について
令和3年10月27日	基本計画(素案)について
令和4年1月25日	基本計画(案)について
令和4年5月16日	前期基本計画の最終フォローアップについて 基本計画の一部変更について
令和4年10月28日	基本計画の進捗状況について
令和5年5月11日	基本計画の定期フォローアップについて 基本計画の一部変更について
令和6年5月21日	基本計画の定期フォローアップについて 基本計画の一部変更について

(3) 基本計画の作成に際して協議会から提出された意見書（令和4年1月25日付）

令和4年1月25日

高岡市長 角田 悠紀 様

高岡市中心市街地活性化協議会
会長 塩谷 雄一

高岡市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

令和4年1月4日付商雇第345号で、意見照会のありました「高岡市中心市街地活性化基本計画（案）」（以下「基本計画（案）」）については、概ね妥当であるとの結論に至りました。

なお、基本計画（案）が実効性あるものとなるため、下記のとおり意見を申し添えます。

記

（付帯意見）

（1）中心市街地活性化への取組みについて

高岡市が富山県西部の中核都市として機能していくためには、市全体の活性化が必要であり、とりわけ、中心市街地の活性化が重要です。現計画に引き続き、新たな基本計画（案）を策定され、国の認定を目指されることは、時宜を得たものと評価するものです。

当協議会においては、これまでの審議の中で、官民一体となった中心市街地活性化の取組みについて議論を進めてまいりました。

高岡市におかれては、今後とも市民、民間事業者、商業者等が共有・共感できるまちづくりを目指し、尽力されるようお願いいたします。

（2）中心市街地活性化の基本方針・目標について

現計画における各事業の実施により、4つの目標指標のうち「中心市街地・観光地周辺における新規開業店舗数」については目標を達成見込みであるものの、「主要観光施設における観光入込客数」、「中心商店街・観光地周辺（6地点）における平日・休日の歩行者・自転車通行量の平均値」、「中心市街地における居住人口の社会増減数」においては、目標の達成が見込めない状況です。

次期計画では、現計画の基本方針や目標の達成状況に加え、百貨店の撤退や人口減少、少子高齢化の進展、集合住宅の建設が進む中心市街地の状況を踏まえつつも、アフターコロナの取組みを進めるなど、現状に即した新たな基本方針・目標を設定し事業を進めることは、妥当であると考えます。

また、事業進捗の成果として定められている4つの数値目標については、施策の成果

及び活性化の状況を測る上で妥当であると考えます。

(3) 中心市街地活性化の事業について

基本計画（案）に盛り込まれた事業については、現計画の成果・課題を踏まえた取組みとなっており、概ね妥当と考えます。ただし、当協議会において特に意見のあった次の事項について、十分な配慮をお願いします。

- ①まちづくりは、市民が主体となることが必要であり、そのためには、市民・地域住民にとって判りやすく、共感できるプランの提示と事業の推進に努めること。
- ②百貨店撤退、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受け、賑わいの回復は急務である。郊外大型店との差別化を図り、商店街や商店の独自性を尊重し、新たな若者のチャレンジなども取り込みながら、中心市街地の活性化に努めること。
- ③基本計画（案）に掲げる事業の実効性を高めるとともに、各事業のフォローアップにより、事業の成果、妥当性の検証に努め、必要に応じて事業見直し等に柔軟に対応すること。
- ④今後、基本計画（案）に記載されていない事業が実施されることとなった場合、協議会の協議を経て、速やかに基本計画の変更等の対応を行うこと。

(4) 中心市街地活性化の推進体制について

高岡商工会議所とまちづくり会社末広開発株式会社が共同して、「高岡市中心市街地活性化協議会」を平成 18 年 12 月 21 日に設立しました。

また、末広開発株式会社では、平成 17 年 4 月に高岡商工会議所から TMO の事業移管を受け、まちづくり事業部を設置し、中心市街地活性化のための様々な事業を主体的に展開しております。

高岡市中心市街地活性化基本計画の推進にあたっては、当協議会が中核的な役割を担いつつ、末広開発株式会社をはじめ、行政、市民、事業者、商業関係者及び関係団体が一体となって取り組むことが重要であります。

当協議会では、引き続き、事業の推進に積極的に取り組んでいく所存であり、高岡市におかれても、当協議会にご支援、ご協力くださるようお願いいたします。

以上

(4) 高岡市中心市街地活性化協議会の規約

高岡市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第 1 条 高岡商工会議所及び末広開発株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高岡市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、高岡市の中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、必要な事項を協議し、高岡市が作成する基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

ア 高岡市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出

イ 高岡市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

ウ 高岡市中心市街地の活性化に関する情報交換及び調査研究の実施

(2) 前号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、高岡市中心市街地の区域内に置く。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

(1) 高岡商工会会議所

(2) 末広開発株式会社

(3) 高岡市

(4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 監事 2名

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長、監事は、会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長の内1名を会長代行とする。

5 会長代行は、会長職を代理し、副会長は会長及び会長代行を補佐し、会長・会長代行に事故あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員)

第8条 委員は、第6条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会の設置)

第10条 法第9条第2項各号に掲げる事項について、必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、協議会の会長の指示を受け、次の事項を所掌する。

ア 協議会への提案事項の調整に関する事項

イ その他協議会の運営全般に関し必要な事項

3 幹事会の議長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 幹事は、協議会構成員から指名された者及び会長が指名する者をもって充てる。

5 幹事会には、必要に応じ関係者等の出席を求めることができる。

(協議会の経費負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費は、通信費、事務費、会議費及びその他運営に要する経費とする。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、末広開発株式会社まちづくり事業部が処理する。

附 則

1 この規約は、平成18年12月21日から施行する。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

「1.-〔2〕-(3) データから見た中心市街地の現状」の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載。

②地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

「1.-〔2〕-(4) 市民から見た中心市街地の現状」の欄に、市民アンケート、居住者アンケートに基づく把握・分析を記載。

③前計画に基づく取組みの把握・分析

「1.-〔3〕前計画に掲げた事業の成果と課題」の欄に、前計画の取組み状況に基づく把握・分析を記載するとともに、その把握・分析を踏まえた課題を記載。

(2) 様々な主体の巻き込みと各種事業等との連携・調整

①地域住民を対象とした中心市街地活性化に関する啓発活動の実施状況

- ・ホームページによる情報公開
- ・市民等からの意見募集の実施（令和3年12月～令和4年1月）
- ・高岡市広報「市民と市政」への掲載（令和4年6月（予定））

②地域住民を対象とした協議・検討の場の設置状況及びその実施状況

総合計画第4次基本計画の策定に向け、市民の方から幅広くご意見を伺うため、地区別の意見交換会を開催し、その中で中心市街地の活性化等についての議論も行われた。

総合計画第4次基本計画策定に向けた意見交換会の開催状況（中心市街地区域該当地区抜粋）

開催日	対象地区（中心市街地区）	会場	参加者
令和2年11月14日	南星中学校区（博労）	ふれあい福祉センター	35名
令和2年11月19日	高岡西部中学校区（西条、川原）	高岡西部中学校	61名
令和2年11月21日	志貴野中学校区（成美）	市役所802会議室	36名
令和2年11月29日	高陵中学校区（平米、定塚）	ウイング・ウイング高岡	41名
令和2年11月29日	芳野中学校区（下関）	芳野中学校	62名

③地域住民等が中心となったまちづくりやイベント等に関する活動状況

・たかまちプロムナード事業 の取組み

中心商店街は、店主の高齢化や後継者不足による閉店、百貨店の撤退や大規模小売店舗の郊外進出による消費者の商店街離れなどにより、かつての賑わいに比べ停滞している状況にある。中心商店街の賑わい創出と魅力の向上を図るため、高岡駅を起点に末広町通り、御旅屋通り商店街を経て高岡大仏前、坂下町商店街に至る本市の中心市街地の代表的なルートの一歩一歩に基つき、各商店街において顔づくりのための事業を実施している。

事業の実施にあたっては、中心商店街に店舗を展開する若手や女性経営者とまちづくりの専門家、高岡市から組織する会議を設置し、事業計画の策定や実施した事業の結果報告が行われている。

今後も、継続的な事業の実施を行い、市民や観光客がまち歩きを楽しむ仕掛け作りを進めていく。

・「ミラレ金屋町」開催事業 の取組み

富山県高岡市金屋町は、400年の歴史を誇る高岡鋳物発祥の地で、現在も銅器・漆器など伝統産業の技が脈々と息づき、「さまのこ」と呼ばれる千本格子がはめ込まれた伝統的な町家が残り、銅片が敷き込まれた石畳通りと併せて、美しい町並みを形成している。地域住民は、「金屋町まちづくり憲章」の制定や、まちづ

くり協議会や観光ボランティアガイドを組織し、平成30年5月にオープンした「さまのこハウス」では金屋町に移住を検討の方、静かな町屋で家族と共にひとときを過ごしたい方、また金属工芸家の方の創作活動時などに長期滞在宿を運営するなど、近年ではまちづくり活動に熱心に取り組んでいる。

平成24年に鋳物師町としては全国で初めて国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成27年には「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡」として、近隣地区とともに日本遺産に登録された。

「ミラレ金屋町」は、町のガイド、ワークショップ等を通して、現在も生活の場として受け継がれる金屋町の魅力を、“見て、知って、体験する”というコンセプトのもと開催し中心市街地の賑わい創出に取り組んでいる。

近年では、高岡市内の他の工芸イベント（工芸都市高岡クラフト展、高岡クラフト市場街）との連携を図りながら、イベント内容とPRの充実に取り組み、更なる来場者の増加及び中心市街地の活性化に繋げている。

・芸文ギャラリー運営事業 の取組み

学術研究面におけるものづくりのまちの象徴として、富山大学芸術文化学部のキャンパスが市内にある。富山大学芸術文化学部に進学する学生には県外出身者が多いことから、実りある学生生活の一要素として、学内では体験できない仕掛けづくりをまちなかで提供することが重要である。

そのため、富山大学芸術文化学部、末広開発(株)、高岡市等が連携し、平成19年から高岡駅前地下街に「駅地下芸文ギャラリー」を設置（平成24年に御旅屋通りへ移転）した。ギャラリーでは、大学の学生、教官、卒業生等による企画展が開催されるなど、中心市街地における大学の活動発表の拠点として活用がなされている。なお、平成28年度からは末広開発(株)から新たに設立された一般社団法人に運営を移管している。

・中心市街地における季節ごとの大型イベント開催事業／中心商店街活性化イベント開催事業／文化遺産活用イベント開催事業 の取組み

中心市街地では、末広開発(株)が主体となった各種イベントを開催している。1月に行われる日本海高岡なべ祭りや、8月の高岡七夕まつりでは、商店街団体や、中心市街地の大型店等から成る「たかまち街づくり協議会」が、イベントにあわせた共同販促事業を開催することにより、中心商店街の回遊性の向上及び賑わい創出を図っている。

また、地元の自治会や商業団体などが中心となり、国宝・瑞龍寺を幻想的にライトアップし、参道では門前市を開催する「瑞龍寺ライトアップ事業」や、瑞龍寺から前田利長墓所を繋ぐ八丁道で、飲食物や衣料品、小物など様々な人が出店するフリーマーケット「八丁道おもしろ市」、御旅屋通りでの「オタヤ木曜市」、坂下通りでの「たかおか朝市」の開催など、市民が主体となり、自分たちでできるまちづくり活動を実践している。

今後とも、中心市街地活性化に取り組んでいる各種団体や関係者のみならず、中心市街地活性化に興味がある人が気軽に参画しやすい環境を整備することにより、多方面に渡る中心市街地活性化に関する取組みを支援していく。